

平成29年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成29年11月14日(火)

午前 9時 5分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	渡 邊 敏 昭	議 員	1番	高 田 勲	議 員
	2番	津 川 均	議 員	3番	大 沼 恒 雄	議 員
	4番	小 峯 聡	議 員	5番	久 保 元 宏	議 員
	6番	長 原 誠	議 員	7番	鵜 野 範 之	議 員
	8番	杉 本 邦 雄	議 員			

2. 欠席議員

10番 橋 場 守 議員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 金 平 嘉 則 君 教育長 吉 田 憲 司 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗 中 一 弘 君	総務財政課長	菅 原 秀 史 君
政策推進室長	中 野 栄 治 君	農業商工課長	横 山 茂 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	村 中 博 隆 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	森 田 秀 幸 君	会計管理者	篠 原 毅 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

次 長 浅 野 信 行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三 浦 剛 君 書 記 沼 本 次 登 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(平成29年度沼田町一般会計補正予算専決第1号)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(平成29年度沼田町一般会計補正予算専決第2号)
議案第65号	平成29年度沼田町一般会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は9人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成29年第4回沼田町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、津川議員、3番、大沼議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(専決処分の承認)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、承認第4号。専決処分の承認を求めることについて（平成29年度沼田町一般会計補正予算専決第1号）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。承認第4号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成29年11月14日提出。町長名でございます。1枚お捲り願いたいと思っております。専決処分。地方自治法第179条第1項の規定によって、平成29年度沼田町一般会計補正予算専決第1号を別冊のとおり専決処分する。平成29年9月28日。町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町一般会計補正予算専決第1号1頁をお開き願いたいと思っております。平成29年度沼田町一般会計補正予算専決第1号。平成29年度沼田町の一般会計の補正予算専決第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365万7千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,247万8千円と定める。2項省略致します。平成29年9月28日、町長名でございます。本専決予算につきましては9月28日に衆議院が解散され、10月22日を投票日とした衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関わる執行費用を予算化する必要が生じたことから、専決処分としたものでございます。個別の補正内容につきましては説明を省略させていただきます。歳出の補正につきましては、総務費に衆議院選挙費を目立て致しまして、365万7千円を計上したものでございます。国政選挙でございますので掛かる財源につきましては全額国庫委託金を計上しております。以上を申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。ご承認の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決いたします。お諮り致します。承認第4号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認とすることに決しました。

（専決処分の承認）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、承認第5号。専決処分の承認を求めることについて（平成29年度沼田町一般会計補正予算専決第2号）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。承認第5号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成29年11月14日提出。町長名でございます。1枚捲って頂きたいと思います。専決処分。地方自治法第179条第1項の規定によって、平成29年度沼田町一般会計補正予算専決第2号を別冊のとおり専決処分する。平成29年11月6日。町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町一般会計補正予算専決第2号1頁をお開き願いたいと思います。平成29年度沼田町一般会計補正予算専決第2号。平成29年度沼

田町の一般会計の補正予算専決第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,470万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,718万円と定める。2項省略致します。平成29年11月6日、町長名でございます。本専決予算につきましては、農産加工場製品であります完熟トマトケチャップの製造原料でございますトマトピューレに異物、製造過程で使用するポンプに装備されている黒いゴム片の混入の恐れ事案に対し、要する経費を予算化する必要が生じたことから専決処分としたものでございます。7頁をお開き願いたいと思います。7頁歳出でございます。2款総務費1項24目ふるさと応援費23節償還金利子及び割引料20万円の補正計上であります。今回自主回収対象商品となりました完熟トマトケチャップはふるさと納税の返礼品として人気の高い商品であり、回収対象となりました2018年11月16日から2019年7月2日までの商品は平成28年度の寄付者にも返礼品として送らせて頂いているものでございます。本事案についてご連絡申し上げた寄付者の中で製造品回収補償ではなく、寄付金の返還、還付を求められる事も想定し、総務費、ふるさと応援費で過年度分の寄付金の返還に対応できるよう補正計上するものでございます。6款農林水産業費1項8目農産加工場製造費2,450万2千円の増額補正でございます。9節旅費60万円の増額補正は今回発生事案に伴います道内外企業様に対するお詫び状況等説明に要する経費の増額でございます。12節役務費783万2千円の補正でございますが、通信運搬費573万5千円は対象商品の回収に係る着払い料金でございます。製造本数18,369本の内、在庫回収済1,200本を除く17,169本の回収費530万円と製品保証としてお送りする商品券発送料5,300件分と見込、43万5千円を計上し、広告料167万5千円は、11月7日に掲載いたしました新聞4紙、道新、読売、毎日、朝日へのお詫びと商品回収の広告料の計上。手数料42万2千円は回収商品の産業廃棄物処理に係る処理経費でございます。22節補償・補てん及び賠償金1,607万円は製造品回収補償金の計上でございます。回収対象1瓶に対し1,000円分の商品券クオカードをお送りする事としての購入を計上したものでございます。6頁にお戻り願いたいと思います。6頁歳入でございます。11款地方交付税1項1目地方交付税2,450万2千円の増額補正であります。歳出農産加工場費で補正計上いたしました財源として地方交付税を増額して収支の均衡を図ったものでございます。19款繰入金1項基金繰入金3目ふるさとづくり基金繰入金20万円の増額であります。歳出2款総務費でご説明申し上げましたふるさと納税過年度分還付金20万円の財源として増額計上するものでございます。以上を申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ご承認の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決いたします。お諮り致します。承認第5号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認とすることに決しました。

（一 般 議 案）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、議案第65号。平成29年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第65号。平成29年度沼田町一般会計補正予算について。平成29年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年11月14日提出、町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町一般会計補正予算第5号1頁をお開き願いたいと思います。平成29年度沼田町一般会計補正予算第5号。平成29年度沼田町の一般会計の補正予算第5号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,949万2千円と定める。2項省略致します。平成29年11月14日提出、町長名でございます。今回提案の補正予算につきましては、7月より取り組んでおります市街地巡回バスの実証運行期間を延長するものであり、当初7月から11月までの5か月間の運行を計画しておりましたが、冬期間の実証運行も必要と考え、12月から年度末までの4か月間の経費を補正提案するものでございます。7頁をお開き願いたいと思います。7頁歳出でございます。2款総務費1項1目一般管理費14節使用料及び賃借料30万円の増額補正は巡回バス車両として8人乗り公用車アルファードを使用しておりますが各課業務においてワンボックスカーの試用が必要な場合にレンタル借上で対応する為、年度末までの経費について昨年の利用実績を踏まえて増額補正するものでございます。16目町営バス費11節需用費13万2千円の増額補正は12月から4か月の巡回バスの燃料費の計上でございます。13節委託料188万円は巡回バス運行業務委託でございまして、12月から

3月までの間、正月の2日間を除き119日分の委託料の増額補正でございます。6頁にお戻り願いたいと思います。6頁歳入でございます。11款地方交付税1項1目地方交付税227万6千円の増額計上でございます。巡回バス実証運行に要する経費に特定財源であります使用料を充当してもなお不足する額について地方交付税を増額し、収支の均衡を図ったものでございます。14款使用料及び手数料1項1目総務使用料1節町営バス使用料3万6千円につきましては巡回バス使用料の増額でございますが、当初予算計上額7万3千円に11月までの実績と期間延長致します3月までの使用料見込を計上するものでございます。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5番（久保議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。久保議員。

○5番（久保議員）いろいろデータを取り寄せて、ある程度半年間行って、更に4か月延長すると言う事なんですけど過去の経験に基づいて、更に4か月延長するに当たりまして、このような工夫をするのか、更に事業を付き足すのか、そのような事があってこそその次の4か月だと思うんですが、そのような準備をされているのか説明をお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○建設課長（村中博隆課長）今回の冬期間の運行につきましては、今回の7月から11月まで実証運行しております路線は、今まで通り変えないでやって行きたいという風に考えているところであります。なぜかと言いますと、今この段階でせっかく利用されている方が、この時期にどんと変えてしまうと、また混乱を起こして、また利用しづらくなるという様なことも考えまして、今年度につきましては冬期間も含めた中で、今の形態で実証運行させて頂きたいという風な事で予算計上いたしました。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。久保議員。

○5番（久保議員）スケジュールその他は構わないんですけど、広報の仕方とかPRの仕方とか、何曜日が使われていないので、その曜日の利用率の掘り起しとか、そのようなことは実証という名目が付いているからには検証の後に新しい事業を足すのが本来の姿であると思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○建設課長（村中博隆課長）土日等の今まで4か月半運行した中で、見えてきているものも多々ございます。ご指摘のとおり土曜日曜等も今回のところで切ると言う判断もあったんですけど、そうすることによって、まだ利用されていない方々がま

だいらっしゃるという風に判断しておりまして、そういった方々の掘り起し等につきましては、次の広報等でしっかり載せまして、PR等を進めて行き利用者の促進に繋げていきたいという風に考えています。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）これで質疑を終了致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決いたします。お諮り致します。議案第65号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成29年第4回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

9時24分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

渡 邊 敏 昭

署名議員

濱 川 均

署名議員

大 沼 恒 雄